

議案第10号

上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則の制定
について

上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月27日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則
(上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部改正)

第1条 上尾市立学校施設の開放に関する規則(昭和56年上尾市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「体育行事」を「行事等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める
場合 5割減額又は免除

第21条第1項第4号を削る。

(上尾市民ギャラリー管理規則の一部改正)

第2条 上尾市民ギャラリー管理規則(昭和58年上尾市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号列記以外の部分中「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「展示会等」を「行事等」に、「とき」を「場合」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める
場合 5割減額又は免除

(上尾市立公民館管理規則の一部改正)

第3条 上尾市立公民館管理規則(昭和60年上尾市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「市」の次に「又は教育委員会」を加え、「とき」を「場合」に改め、同項第2号中「とき」を「場合」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

(上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則の一部改正)

第4条 上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則（昭和62年上尾市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「市」の次に「又は教育委員会」を加え、「とき」を「場合」に改め、同項第2号中「とき」を「場合」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

(上尾市平方スポーツ広場管理規則の一部改正)

第5条 上尾市平方スポーツ広場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「スポーツ行事」を「行事等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額
(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

第7条第1項第4号及び第5号を削る。

(上尾市平方野球場管理規則の一部改正)

第6条 上尾市平方野球場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「スポーツ行事」を「行事等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める
場合 5割減額又は免除

第7条第1項第4号及び第5号を削る。

(上尾市平塚サッカー場管理規則の一部改正)

第7条 上尾市平塚サッカー場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則
第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「スポーツ行事」を「行事等」に改め、同項第2
号及び第3号を次のように改める。

(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める
場合 5割減額又は免除

第7条第1項第4号及び第5号を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

市長から権限の委任を受けている教育委員会の所管に属する教育機関に
おける使用料の減免について、教育委員会内における統一的な基準を設定
することから、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。